

令和8年10月29日

職員の軽装勤務の通年実施について

独立行政法人国立病院機構
柳井医療センター

当院では、これまで国が推進するクールビズの取組に合わせ、夏季期間において軽装勤務を実施してまいりました。

このたび、省エネルギーの推進に加え、職員一人ひとりが働きやすい服装で勤務することによる業務効率の向上及び働きやすい職場環境づくりを目的として、下記のとおり軽装勤務を通年で実施することといたしました。

患者さん、ご家族の皆さま並びに来院される皆さまにおかれましては、本取組の趣旨についてご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1. 実施内容

年間を通じて、勤務時間中における軽装勤務（ノーネクタイ、ノージャケット等）による勤務を可とします。

2. 開始日

令和8年11月1日

3. 留意事項

- （1）病院職員として節度ある身だしなみを心掛け、患者さん、ご家族及び来院者の皆さまに不快感を与えない服装とします。
- （2）式典、会議、来客対応その他社会通念上必要と認められる場合には、ネクタイやジャケット等を着用し、状況に応じた適切な服装で対応します。
- （3）軽装勤務はネクタイやジャケットの着用を禁止するものではなく、各職員が業務内容や状況に応じて判断するものとします。

以上